

計画作成年度	平成 2 1 年度
計画主体	奈良県東吉野村

東吉野村鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当課 東吉野村 地域振興課
所在地 吉野郡東吉野村大字小川 9 9 番
電話番号 0 7 4 6 - 4 2 - 0 4 4 1
FAX 番号 0 7 4 6 - 4 2 - 1 2 5 5
メールアドレス tiikishinkou@vill.higashiyoshino.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、カワウ
計画期間	平成21年度～平成23年度
対象地域	奈良県東吉野村

2. 鳥獣による農林産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(平成20年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害面積 (ha)	被害額 (万円)
イノシシ	稲	10	100
	筍・野菜類	10	200
サル	筍・野菜類・果樹類	20	200
ニホンジカ	針葉樹	1,000	5,000
	野菜類	20	100
カワウ	若鮎・あめご		100

(2) 被害の傾向

イノシシについては、山林に隣接した農地を中心に村内全域で恒常的に被害がみられる。また、掘り起こしによる村道及び県道への落石等が増えている。

サル・ニホンジカについては、群れでの出現が増大するとともに、被害金額が算出しにくい自家用野菜、果樹等の被害が拡大しており、高齢者の生産意欲を減退させている。また、住宅地へ出没するなど、人への危害が懸念される。

カワウについては、高見川・四郷川等に放流する鮎及びあめごの稚魚を中心に食害にあっている。

(3) 被害の軽減目標

		現状値(平成 20 年度)	目標値(平成 23 年度)
被害面積 (h a)	イノシシ	20	
	サル	20	
	ニホンジカ	1,020	
	カワウ		
被害金額 (万円)	イノシシ	300	
	サル	200	
	ニホンジカ	5,100	
	カワウ	100	

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止策	課題
捕獲等に関する取組	・ 捕獲報償金	・ 猟友会の高齢化 ・ 村の財政的負担が大きい
防護柵の設置等に関する取組	・ 防護策の一部を助成	・ 村内は山間部が大部分を占めるため防護柵の整備が進んでいない。

(5) 今後の取組方針

村内では、近年になり野生鳥獣の生息数増加、生息範囲の拡大によって農林水産物への被害が大きな問題となっている。

主な被害としてニホンジカ、サル、イノシシによる森林・農作物被害、カワウによる魚類への被害が挙げられる。

これまで野生鳥獣被害に対して、東吉野村では対策を講じておらず。被害が増加している状態であるので、東吉野村鳥獣害防止対策協議会を設立し、広域的な対策を講じるとともに、有害鳥獣の捕獲については、狩猟免許取得を積極的に推進する。

また、被害軽減を図るため、住民自らが実施する自衛体制の確立を支援する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊の設置

実施隊長は、狩猟免許所持者及び住民からの中から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる猟友会東吉野支部会員を任命する。村職員は、実施隊員の捕獲した対象鳥獣の処分を行う。

鳥獣被害対策実施隊の活動内容

鳥獣被害対策実施隊員は被害防止計画の実施に取り組むため関係機関との連携を密にする。ネット柵等に対象鳥獣が絡まり、時間の経過とともにその付近の農林産物が踏み荒らされる場合や、柵が破損することで、破損箇所から対象鳥獣が柵内に侵入し、農林産物に壊滅的な被害が発生する可能性がある場合。

鳥獣被害対策実施隊は、啓発を現場で実施する事により、被害農家の意識向上に効果的な指導を行う。そのため、啓発活動を行えるよう実施隊の資質向上を目的とした研修を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21年度 ～ 23年度	イノシシ ニホンジカ	狩猟者の育成を図るため、わな免許取得については、銃器に比べ取得が容易なことから、わな免許取得を積極的に推進し、有害鳥獣捕獲体制の構築を推進する。また、狩猟免許新規取得者は狩猟技術が未熟なことから、狩猟技術向上を図るための取組が必要である。
21年度 ～ 23年度	ニホンザル	ニホンザルは、年々増加しており、高齢者の生き甲斐といった精神面の被害が大きい為、銃器及び捕獲檻等を使用して捕獲する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
ニホンザル	年度当初に個体数調整の実施計画を策定する。
ニホンジカ	農林業生産優先地域（鳥獣保護区以外の場所に該当）を2頭/km ² とするため、個体数調整を行う。
イノシシ	イノシシは、生息数推定方法が確立されていないため、科学的根拠にもとづいた捕獲計画数を算出するのが困難である。しかし、農地や集落付近に生息する個体を対象として捕獲することは、被害軽減効果が認められているため、近年の捕獲実績をもとに捕獲数を設定し、被害地域における捕獲を実施する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	21年度	22年度	23年度
ニホンザル	5～25頭	5～25頭	5～25頭
ニホンジカ	2頭/km ² (生息密度)	2頭/km ² (生息密度)	2頭/km ² (生息密度)
イノシシ	120頭 (狩猟期間含む)	120頭 (狩猟期間含む)	120頭 (狩猟期間含む)

捕獲等の取組内容
ニホンザル・ニホンジカ・イノシシ（実施場所：村内全域） 銃器・わなによる捕獲を積極的に実施する。また、被害対策においては、出没を繰り返すため。集落周辺での被害を出す個体を積極的に捕獲する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止策の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	20年度	21年度	22年度
ニホンザル	200m	400m	400m
ニホンジカ イノシシ	300m	600m	600m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
21年度 ～ 23年度	ニホンザル	・東吉野村鳥獣被害対策協議会等で、バッファゾーン整備、追払い活動、放任果樹伐採など獣害に強い集落づくりを支援する。
21年度 ～ 23年度	ニホンザル ニホンジカ イノシシ	・防除柵について、被害防止効果が高まるよう一定基準に沿った設置を推進する。 ・対象鳥獣の生態情報、防除方法、周辺環境点検の見直し等が重要である共通認識を集落全体で持って頂くようにする。そのために、集落を対象とした研修会、学習会等を開催する。

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	東吉野村鳥獣害対策協議会
構成機関名称	役割
東吉野村	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の運営 ・鳥獣被害軽減のための各種活動の実施 ・専門家との調整 ・個体群管理の実施 ・狩猟者の確保・育成 ・地元技術指導者の育成及び狩猟者の育成 ・関連情報の提供
奈良県南部農林振興事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・関連情報の提供と助言指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
奈良県猟友会東吉野支部	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲の実施 ・狩猟技術の指導
区長会長・区長副会長	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策に対する地元住民窓口 ・各種情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<p>鳥獣被害対策実施隊の編成</p> <p>実施隊員は、狩猟免許所持者及び住民の中から被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる猟友会東吉野村支部会員を任命する。</p> <p>村職員の中の狩猟免許取得者も隊員として指名し、実施隊員のサポートを行うとともに、捕獲員としても捕獲を実施する。</p> <p>鳥獣被害対策実施隊の活動内容</p> <p>鳥獣被害対策実施隊員は被害防止計画の実施に取り組むため関係</p>

機関との連携を密にする。

また、一人暮らしの高齢者は、対象鳥獣の処分が容易でないため、捕獲と処分を対象鳥獣捕獲員が実施する。

一方、対象鳥獣の生態情報、防除方法、周辺環境点検、圃場の見直し等が重要である共通認識を集落全体で持たずには被害防止は進展しない。そのため、鳥獣被害対策実施隊は、啓発を現場で実施することにより、被害農家の意識向上に効果的な指導を行う。そのため、啓発活動を行えるよう実施隊の資質向上を目的とした研修を実施する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

モンキードックによる追払い・追上げ活動の推進を図る。

6. 捕獲した対象鳥獣の処理に関する事項

ニホンザル

捕獲場所の地権者の同意を得て埋設処理する。埋設できない場合は、小動物（タヌキ・アライグマ等）の死体として取り扱う。

ニホンジカ・イノシシ

ニホンジカ、イノシシについては、村内で食肉としての利活用を推進する。（学校給食での利用）

国、県又は学術研究への要請があれば対応する。

7. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

獣肉利用の推進

獣肉の資源としての活用及び獣皮の加工製品のかっ発を研究する。

営農指導の推進

鳥獣害対策は、関係機関との連携を密にし、被害対策を同時進行する必要がある。